

令和2年10月定例教育委員会次第

日時：令和2年10月30日（金）
午後3時～午後4時30分
場所：犬山市役所4階401会議室

1. 開会

2. 教育長報告
(前回会議録の承認)

3. 付議事件の審議
第24号議案 犬山市民展審査会規則の一部改正について (文化スポーツ課)

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

- | | | |
|--------------------------------|-----------|-------|
| (1) 後援名義使用承認に関する報告 | (文化スポーツ課) | No.1 |
| (2) 困難を抱えた子ども・若者支援のための研修会について | (文化スポーツ課) | No.2 |
| (3) 青少年健全育成講演会について | (文化スポーツ課) | No.3 |
| (4) 犬山二十歳の集い2021の概要について | (文化スポーツ課) | No.4 |
| (5) 犬山市公の施設指定管理者選定審議会委員の委嘱について | (文化スポーツ課) | No.5 |
| (6) 令和2年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について | (学校教育課) | No.6 |
| (7) 令和3年度必要な人材確保に関する調査結果について | (学校教育課) | No.7 |
| (8) 児童虐待防止推進月間について | (子ども未来課) | No.8 |
| (9) 11月・12月行事予定表について | (学校教育課) | No.9 |
| (10) いじめ防止に向けて | (学校教育課) | No.10 |

6. 自由討議

7. その他

8. 閉会

犬山市教育委員会第24号議案

犬山市民展審査会規則の一部改正について

犬山市民展審査会規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和2年10月30日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市民展審査会の運営を円滑に行うため、規則の一部を改正する必要があるからである。

犬山市民展審査会規則の一部を改正する規則

犬山市民展審査会規則（平成29年教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「教育委員会」を「犬山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 審査会に次の表の左欄に掲げる部を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる部門で構成する。

部	部門
美術の部	日本画
	洋画・デザイン
	書
	彫塑工芸
	写真
文芸の部	詩
	短歌
	俳句
	川柳

第3条の見出しを「（部会長）」に改め、同条第1項中「会長」を「、前条第2項の部ごとに部会長」に改め、同条第2項中「会長は、委員」を「部会長は、各部に属する委員」に改め、同条第3項及び第4項中「会長」を「部会長」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

審査会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が存在しないときの会議は、教育委員会が招集する。

第4条第2項及び第6条中「会長」を「部会長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○犬山市民展審査会規則の一部改正のための新旧対照表

新 (改正後)	旧 (改正前)													
<p>(組織)</p> <p>第2条 審査会の委員は、美術又は文芸に造詣の深い者のうちから、<u>犬山市教育委員会</u> (以下「<u>教育委員会</u>」という。)が委嘱する。</p> <p>2 審査会に次の表の左欄に掲げる部を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる部門で構成する。</p> <table border="1" data-bbox="391 1612 805 2083"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>部門</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">美術の部</td> <td>日本画</td> </tr> <tr> <td>洋画・デザイン</td> </tr> <tr> <td>書</td> </tr> <tr> <td>彫塑工芸</td> </tr> <tr> <td>写真</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">文芸の部</td> <td>詩</td> </tr> <tr> <td>短歌</td> </tr> <tr> <td>俳句</td> </tr> <tr> <td>川柳</td> </tr> </tbody> </table>	部	部門	美術の部	日本画	洋画・デザイン	書	彫塑工芸	写真	文芸の部	詩	短歌	俳句	川柳	<p>(組織)</p> <p>第2条 審査会の委員は、美術又は文芸に造詣の深い者のうちから、<u>教育委員会</u>が委嘱する。</p> <p>2 審査会は、次の各号に掲げる部門で構成する。</p> <p>(1) <u>日本画</u></p> <p>(2) <u>洋画・デザイン</u></p> <p>(3) <u>書</u></p> <p>(4) <u>彫塑工芸</u></p> <p>(5) <u>写真</u></p> <p>(6) <u>詩</u></p> <p>(7) <u>短歌</u></p> <p>(8) <u>俳句</u></p> <p>(9) <u>川柳</u></p>
部	部門													
美術の部	日本画													
	洋画・デザイン													
	書													
	彫塑工芸													
	写真													
文芸の部	詩													
	短歌													
	俳句													
	川柳													
<p>(部会長)</p> <p>第3条 審査会に、前条第2項の部ごとに部会長を置く。</p> <p>2 部会長は、各部に属する委員の互選により定める。</p> <p>3 部会長は、審査会を代表し、会務を総理する。</p> <p>4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(招集及び議事)</p> <p>第4条 審査会の会議 (以下「<u>会議</u>」という。)は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が存在しないときの会議は、<u>教育委員会</u>が招集する。</p> <p>2 部会長は、会議の議長となる。</p> <p>3～5 略</p> <p>(補則)</p> <p>第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、<u>部会長</u>が別に定める。</p>	<p>(会長)</p> <p>第3条 審査会に会長を置く。</p> <p>2 会長は、委員の互選により定める。</p> <p>3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。</p> <p>4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(招集及び議事)</p> <p>第4条 審査会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、会議の議長となる。</p> <p>3～5 略</p> <p>(補則)</p> <p>第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、<u>会長</u>が別に定める。</p>													